インフルエンザ感染報告書

社会福祉法人 大鎌田保育園

学校保健安全法により、インフルエンザにかかった場合は出席停止の措置がとられます。この措置はお子さまが十分休養して早く病気を治すためと、他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。保育園もそれに準じて対応をしています。

出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで」となります。発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状が始まった日となりますので、病院受診時に医師に確認して下さい。 登園する際は、ご家庭で必要事項を記入していただき、必ず提出をお願いします。インフルエンザに限っては、再度医療機関を受診し、証明をいただく必要はありません。

- 1.下の表に、日付を記入してください。
- 2.毎日体温を記入し、解熱日に〇をつけてください。
- 3.解熱日と表の①~④を照らし合わせて、登園可能日を確認してください。

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月・日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
体温	Ç	Ç	ပ	့	ပ	ပ	ပ	့	Ç
解熱した日に〇									
①発症後1日目に解熱し た場合(最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	登園可能		
②発症後2日目に解熱 した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
③発症後3日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能	
④発症後4日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能

※発熱が続く場合や熱がぶり返す場合は、最終解熱日をO日として3日経過するまで登園できません。 枠に書ききれない場合は枠外でも良いので記入をお願いします。

※未就学児は、抵抗力が低いため解熱後3日が目安です。小学生以上と基準が違うのでご注意下さい。

インフルエンザ (型

診断を受けた医療機関名

発症した後5日を経過、かつ、解熱した後3日を経過し、

体調も良好のため、年月日より登園します。